



## に聴く 弁護士 西脇明典 98



### 協調性欠如で、 懲戒したものの……

1、昨今、労働者の非違行為などを理由とする懲戒処分を検討する事案が多くなっているようと思われる。懲戒処分は、会社組織の秩序維持に反する場合に行うものであるが、懲戒の事由、種類および手続は様々であり、その会社の個性、考えがでるといつてもよい。その中で、近時、けん責処分をする際の「弁明の機会」が問題とされた事案が現れた（東京地裁令和3年9月7日判決）。

2、確定拠出年金への移行にあたり必要書類の当たつては、就業規則等裁判所は、懲戒処分に提出を求められた労働者が、担当者に、関連書類の送付を求めたうえ「この件で、私が不利益を被ることになりましたら、訴訟します」と送信した行為が「訴訟」という単語による脅迫、非協力的な態度を理由として懲戒事由（けん責）に当たるとさ

及するなどして敵対的な態度を示していたことがあるものの、それが脅迫的軽い処分であるけん責処分であっても、弁明の機会の欠如が懲戒処分の効力に影響するとされる以上、弁明の機会の付与

懲戒解雇ではなく比較的軽い処分であるけん責処分であっても、弁明の機会の欠如が懲戒処分の効力に影響するとされる以上、弁明の機会の付与

ためには、「経緯や背景」や弁解（反省の情を含む）を本人から十分に聴き取ったうえで、懲戒処分の可否や内容を検討することが必要である。本判決により懲戒処分の潮目が大きく変わるものかもしれない。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

見られるが、本件のような裁判例を前提にすると、拙速は厳に慎まなければならぬ。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

に手続き規定がなくとも格別の支障がない限り当該労働者に弁明の機会を与えるべきであり、重要な手続違反があるなど手続的な相当性を欠く懲戒処分は社会通念上相当なものとはいえない。本件では、弁明の機会が付与されていない、労働者が度々抗議に際して訴訟提起の可能性に言

まるともいい難いから、手続の相当性を欠き無効であるとして、慰謝料等（11万円）を認めた。

3、これまで、懲戒処分手続において就業規則等に「弁明の機会」を付与することが定められているときは、それを欠けば処分の違法をもたらすものの、規定がない場合、弁明の機会の有無は懲戒処分の効力に影響しないとの考え方も強かつた。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）

4、万一、弁明の機会が付与されなかつたことを理由に懲戒処分が無効とされる場合、再度、弁明の機会を付与して懲戒処分をやり直すか検討する余地があるが、その場合、一事不再理（ある事実について裁判が確定した場合に、同一事実について実体審理を再び行うこと）は許されないという原則）に反しないか、など検討しなければならないことも多く生ずる。

こうした展開を避けるためには、「経緯や背景」や弁解（反省の情を含む）を本人から十分に聴き取ったうえで、懲戒処分の可否や内容を検討することが必要である。

本判決により懲戒処分の潮目が大きく変わるのかもしれない。

（西脇法律事務所所長・元愛知労働局紛争調整委員）